

徳島県警察本部告示第 4 号

違法駐車中の車両の移動等に係る負担金等の徴収に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 5 年 5 月 26 日

徳島県警察本部長 松 林 高 樹

違法駐車中の車両の移動等に係る負担金等の徴収に関する規程の一部を改正する規程

違法駐車中の車両の移動等に係る負担金等の徴収に関する規程（平成21年徳島県警察本部告示第 1 号）の一部を次のように改正する。

別記様式第 2 号中「記載の金融機関」を「記載のとおり」に、「により上記場所の金融機関の窓口で」を「の裏面に記載している方法により」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。